

令和８年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金に係るＱ＆Ａ
※随時追加・更新予定

NO.	項目	質問事項	回答
事業全般			
1	事業計画書	事業所単位で提出してよいか。	当該補助は法人を代表する方が申請者となります。 また、事業計画書及び補助金申請書の提出にあたっては、法人において各事業所分を取りまとめて提出してください。
2	補助金額	補助基準額３０万円というのは、１法人あたり、１施設あたりのどちらか。	１施設あたりの補助基準額です。 ただし、法人単位での申請になるので、複数の施設で補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて提出してください。 なお、予算の都合上、申請数等を調整していただく場合があります。
3	補助金額	法人本部が一括して外国人介護職員への取組みをしている場合、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。	各施設毎に実際に要した経費を計上していただくことが基本となります。法人が一括して支払った場合は、外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分してください。
4	補助対象者	外国人介護職員が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所の対象職員としてカウントすればよいか。	外国人介護職員へ給与を支払っている事業所や、労働条件通知書等の勤務地となっている事業所の職員として計上してください。 法人から給与を支払っている、勤務地が複数の事業所となっている場合は、主に勤務している事業所の職員としてください。
5	補助対象者	介護事業所等で雇用する介護職以外の外国人材も補助対象となるか。	補助対象外です。 本事業の対象者は特定技能１号（介護）及び技能実習（介護）の外国人介護人材となります。
6	補助対象者	今後、雇用予定の外国人介護職員への取組も補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、交付申請時までに入出国在留管理庁への在留資格認定証明書交付申請を行っていることを条件とします。 交付申請時に雇用予定であることを証明する書類（特定技能雇用契約書等の写し）を提出いただく必要があります。 また、実績報告時に雇用を証明する書類（雇用条件通知書等（写））及び在留資格がわかる資料（在留カード等）を提出していただく必要があります。 なお、入国の遅れ外国人介護職員の就労開始日が申請年度を超えてしまった場合、又は、雇入れを中止した場合は、補助の対象外となります。 交付決定後に補助対象外となる事由が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出してください。
7	補助対象経費	補助申請前に完了、または実施中の事業の経費は補助対象となるか。	申請時点で完了または実施中の事業であっても、本事業の要綱等に合致するものであれば補助対象となります。ただし、申請年度内に発生（注文・契約・購入等）し、支出したものに限りです。
8	補助対象経費	申請後に外国人介護職員が退職した場合も補助対象となるか。	退職前にすでに完了した事業に係る経費であれば補助対象となります。ただし、退職日までに発生（注文・契約・購入等）し、支出したものに限りです。 なお、交付申請前に退職した外国人介護職員に係る経費については、補助の対象外となります。
9	実績報告	その他（別紙２に係る領収書（写）等の証拠書類とはなにか。	宛名や年月日、購入したものなどがわかる納品書や領収書等の写しを提出ください。 なお、領収書の宛名は、法人名としてください。宛名が個人名となっている場合は、法人又は事業所から個人へ支払ったことがわかる資料（通帳の写しや給与明細、受領書等）も必要となります。 また、物品（書籍や自転車）を購入した場合は、納品後の写真を提出してください。

NO.	項目	質問事項	回答
10	実績報告	実績報告時の「購入した物の写真（物品購入の場合のみ）」は、一部だけでよいのか。	購入したものの数を確認するため、原則全て撮影し提出してください。
11	実績報告	口座振込や口座引落の場合の証拠書類はなにか。	金融機関の振込金受取書（インターネットバンキングの場合は取引履歴等）や通帳の写しを提出してください。また、提出の際は、証拠書類に口座情報が記載されていることを確認ください。
12	実績報告	支払時にクレジットカードを利用した場合の証拠書類はなにか。	クレジットカードの利用明細を提出してください。クレジットカードの名義、利用日、支払金額、引落口座情報が記載を確認できるようにしてください。
13	実績報告	クレジットカードが個人名義（代表者含む）の場合の証拠書類はなにか。	クレジットカードの利用明細書の他、立替払い者へ精算書類（金融機関の振込金受取書（インターネットバンキングの場合は取引履歴等）や通帳の写し）を提出してください。なお、クレジットカードの名義が代表者の場合であっても引落口座が法人名義（社会福祉法人〇〇又は社会福祉法人〇〇理事長△△）の場合は、立替払い者への精算書類は提出不要です。
14	実績報告	クレジットカード利用時の支払完了日はいつか。	クレジットカード利用時の支払完了日は、クレジットカードの口座引落日です。引落日が事業終了日後（3月31日より後）の場合は補助対象外となります。※物品等の納品が済んでいた場合でも補助対象外となりますので、2～3月の支払いは現金又は口座振込を利用してください。
15	実績報告	クレジットカード利用時に分割払いを選択した場合は補助対象となるか。	分割払いを選択した場合、3月31日までに引き落としが完了している部分が補助対象となります。
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組			
1	受入対象職種	外国人介護職員の日本語学習について、ウェブを活用したオンラインによる学習も補助対象となるか。	補助対象となります。
2	補助対象経費	オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、パソコンやタブレット端末を購入した費用は補助対象となるか。	タブレット端末の購入費及びリース料は補助対象とします。パソコンの購入費及びリース料は補助対象外とします。※本事業以外の用途に利用する（介護用ソフトの利用など）の場合は、補助の対象外となります。
3	補助対象経費	外国人介護職員の日本語学習について、講師の旅費も対象となるか。	講師を招へいする場合は、講師の旅費も対象となります。また、職員が講習を受けるための旅費等も補助対象となります。
4	補助対象経費	日本語能力試験（JLPTやNAT-TEST）の受験料は補助対象となるか。	特定技能1号外国人が受験する場合は補助対象となります。ただし、第1号技能実習・第2号技能実習となるために受験する場合（制度上規定されているもの）は補助対象となりません。また、試験を受けるための旅費等も補助対象となりません。 ※対象となる試験は「対象試験・研修一覧」をご覧ください。
5	補助対象経費	介護技能実習評価試験の評価者養成講習や技能実習指導員養成講習の受講料・教材費は補助対象となるか。	補助対象となります。また、職員が講習を受けるための旅費等も補助対象となります。 ※その他対象となる講習は「対象試験・研修一覧」をご覧ください。
6	実績報告	研修等を実施したことを証明する証拠書類はなにか。	研修元から発行される修了証や事業所で作成した出席簿・受講の進捗確認票を提出してください。

NO.	項目	質問事項	回答
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組			
1	補助対象経費	外国人介護職員が受講した介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。 ただし、本県の「島しょ地域介護人材確保対策事業の初任者研修等開催支援の補助金」等、他の補助金との併給はできません。 ※その他対象となる講習は「対象試験・研修一覧」をご覧ください。
2	補助対象経費	オンラインによる介護福祉士取得対策講座などを受講するにあたり、パソコンやタブレット端末を購入した費用は補助対象となるか。	タブレット端末の購入費及びリース料は補助対象とします。 パソコンの購入費及びリース料は補助対象外とします。 ※本事業以外の用途に利用する（介護用ソフトの利用など）の場合は、補助の対象外となります。
3	補助対象経費	介護技能実習評価試験の受験料は補助対象となるか。	技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであるため、補助対象となりません。 ※その他対象となる試験は「対象試験・研修一覧」をご覧ください。
4	補助対象経費	介護福祉士試験の受験料は補助対象となるか。	介護福祉士試験の受験料は補助対象となります。
5	実績報告	研修等を実施したことを証明する証拠書類はなにか。	研修元から発行される修了証や事業所で作成した出席簿・受講の進捗確認票を提出してください。
外国人介護職員の生活支援に必要な取組			
1	補助対象経費	外国人介護職員を含む職員間または地域との親睦を深めるための交流会について、食糧費は補助対象となるか。	食糧費を除いた部分のみが補助対象となります。 また、新年会等のいわゆる飲み会（飲食を中心としたもの）は補助対象となりません。 なお、交流会として想定しているものとしては、相互理解を促進するために、それぞれの国の文化体験やスポーツなどのレクリエーションの開催などです。（ただし食糧費など一部の費用は対象外です。）
2	補助対象経費	地域との親睦を深めるための交流会について、地域で開催される成人式への参加は補助対象となるか。	成人式については、本事業で想定している交流会にはあたらないため、対象外となります。
3	補助対象経費	地域との親睦を深めるための交流会について、市町村が開催する行事等への参加は補助対象となるか。	地域との交流会については、「開催すること」を想定していますので、単に参加するだけの場合は対象外となります。 なお、市町村主催の行事であっても、外国人介護職員との相互理解を促進するため、現地の国の文化等を紹介するブースを設置するなど、開催する側として参加する場合は、ブースの設置にかかる費用は対象となります。（ただし食糧費など一部の費用は対象外です。）

NO.	項目	質問事項	回答
4	補助対象経費	家電（電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫等）の購入・リースは、補助対象となるか。	次の家電・家具は補助対象とします。 【補助対象（家電）】 冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ、電子レンジ、掃除機、Wi-Fiルーター、エアコン（配送費・設置費含む） 【補助対象（家具）】 テーブル、椅子、ベッド（マットレス含む）、カーテン、カーペット（配送費・設置費含む） 【補助対象外】 上記以外の家電類、家具類及び廃棄費用は対象外とします。
5	補助対象経費	外国人介護職員が居住するアパートの光熱水費は補助対象となるか。	光熱水道費等の継続的に発生する経費については、生活上当然に必要なため、補助対象となりません。
6	補助対象経費	外国人介護職員が居住するアパートの家賃や初期費用等は補助対象となるか。	本事業では、家賃（賃借料及び共益費のみ）が対象となります。 また、次の条件をすべて満たす必要があります。 ①申請年度に1事業所あたり5万円（消費税を含む）以上、住居費以外の取組みを実施していること ②雇用開始1年以内の外国人介護職員の住居に係る賃借料であること ③法人が賃借料を負担していること（賃借料の一部を外国人介護職員が負担している場合は、職員の負担する額を除いた額（上限30,000円/月・人）） なお、交付決定後に条件を満たさないことが判明した場合は、賃借料は補助対象外となります。 また、家賃以外の費用は補助対象となりません。 例） × 初期費用 × 管理費、衛生費など
7	補助対象経費	法人が所有する住居（社宅）は対象となるか。	法人及び役員並びにその親族が有する住居（社宅を含む）は補助対象外とします。 対象外の親族の範囲は、当該法人役員の3親等以内の者となります。
8	補助対象経費	補助対象経費に賃金等が含まれているが、外国人介護職員の人件費も補助対象となるか。	外国人介護職員の人件費は補助対象となりません。 対象となるのは、法人（事業所）の介護職員の人件費のうち、通常支払われる手当等とは別で、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行い、それに係る手当等を支払った場合に限ります。
9	補助対象経費	自転車購入費用は補助対象となるか。	自転車を購入し、外国人介護職員に貸与している場合に補助対象となります。ただし、ロードバイク等の嗜好性が高いものは補助対象となりません。 また、実績報告時には、自転車の借用書等の貸与であることを説明している書類を提出してください。 貸与にあたっては、介護施設等は自転車保険への加入や外国人介護職員に対して法令遵守の指導等を適切に行ってください。
10	補助対象経費	電動自転車は補助対象となるか。 また、組立費やヘルメット等は補助対象となるか。	移動範囲が広い、坂が多い等の理由により、電動自転車の方が利便性が高い場合は、電動自転車も補助対象となります。 また、自転車の購入に付随する経費については以下のとおりですが、見積書や領収書等で金額の内訳がわかるようにしてください。 ○組立費、防犯登録費用、ヘルメット × 鍵、自転車保険、予備の部品
11	補助対象経費	外国人介護職員の採用の際にかかる紹介手数料は補助対象となるか。	紹介手数料は補助対象となりません。
12	補助対象経費	外国人介護職員の受入れに必要な、監理団体や登録支援機関へ支払う費用は補助対象となるか。	外国人介護職員の受入れにあたり、義務的に発生する費用は補助対象となりません。